

村・県民税は、
無職・無収入の方も
申告が必要です！

「村・県民税の申告」

「所得税および復興特別所得税の確定申告」を受け付けます

平成28年1月1日現在、東海村にお住まいの方は「村・県民税の申告」が必要です。村・県民税の申告は、平成28年度の国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料等の算定の基になりますので、平成27年中に無職・無収入の方も、必ず期間内に申告してください(同一世帯の方の税法上の扶養に入っている場合を除く)。昨年の実績を基に村・県民税の申告書を郵送します(1月下旬)が、申告書が届かない方でも申告が必要な方は、必ず申告してください。

なお、「村・県民税の申告」、「所得税および復興特別所得税の確定申告」についての受け付け・相談は、下記の日程で行います。2月21日(日)には、月曜日から金曜日までに来場できない方を対象とした申告相談も実施します。

村・県民税

●申告しなくてよい方

- ▽所得税の確定申告をした方
- ▽1か所から給与を受け、年末調整済みで、勤務先会社等が村に「給与支払報告書」を提出している方
- ▽同一世帯の方が申告しており、その扶養に入っている方
- ▽公的年金所得のみで公的年金の年間支給額が148万円以下(昭和26年1月2日以後に生まれた方は98万円以下)の方

※扶養控除の追加や源泉徴収されている所得税の還付を受けるときは、申告が必要です。

所得税および復興特別所得税

●対象

- ▽村内在住(平成28年1月1日現在)で、平成27年1月から12月までに①営業等(その他の事業)による所得、農業所得、不動産所得(貸地・貸家・駐車場等の収入)②原稿料・講演料・互助年金等の雑所得や一時所得(保険の満期等)③土地・家屋等の資産を譲渡した所得④源泉分離課税が行われない退職所得—のいずれかの所得(収入)があった方 ※③に該当する方は太田税務署で申告してください。
- ▽勤務先の会社等が、村に「給与支払報告書」を提出していない方
- ▽主たる給与所得(年末調整済み)以外の全ての所得の合計額が20万円を超える方

ふるさと納税の「ワンストップ特例」について

村・県民税の申告や確定申告をする場合、特例制度は適用されなくなります。あらためて、ふるさと納税に伴う寄附金控除を含めた申告手続きを行ってください。

申告受け付け・申告相談の日程

●期日と指定地区

2月10日(水)	平成27年中の収入が年金のみの方
2月12日(金)	※村から通知が届かない方でも、該当する方は申告できます。
2月15日(月)	
2月16日(火)	
2月17日(水)	
2月18日(木)	
2月19日(金)	岡・船場
2月21日(日)	平成27年中の収入が給与のみの方
2月22日(月)	百塚・南台
2月23日(火)	真崎
2月24日(水)	須間間・押延
2月25日(木)	白方・豊白・村松北
2月26日(金)	全地区
2月29日(月)	
3月1日(火)	緑ヶ丘・フローレスタ須和間
3月2日(水)	宿・原子力機構百塚・原子力機構長堀
3月3日(木)	豊岡・亀下
3月4日(金)	川根・照沼・原子力機構箕輪
3月7日(月)	舟石川中丸・舟石川2区・原子力機構荒谷台
3月8日(火)	外宿1区・外宿2区
3月9日(水)	竹瓦・舟石川3区
3月10日(木)	舟石川1区
3月11日(金)	内宿1区・内宿2区
3月14日(月)	全地区
3月15日(火)	

※自治会に加入していない白方中央の方は白方、東海1～3丁目の方は百塚、舟石川駅西・駅東の方は舟石川1～3区の指定日にお越しください。

●時 間 午前9時～(受付時間は午前8時から(窓口延長日でも)午後4時まで)

●場 所 原子力視察研修室(役場行政棟5階)

できるだけ、指定地区の受付日にお越しください。

初日から2日間は毎年混雑します

毎年混雑します

毎年混雑します

次の申告は、
太田税務署へ！

▽事業による収入が1,000万円を超える方
▽退職所得を除く所得の合計が2,000万円以上の方
▽FXなど「先物取引に係る雑所得等」がある方
▽株・建物・土地等の譲渡所得申告、青色申告、住宅借入金等特別税額控除の申告
▽税務署の收受日付印が捺印された申告書の控えが必要な方等



「復興特別所得税」 所得税の申告と併せて申告・納付を！

●「復興特別所得税」とは？

「復興特別所得税」は東日本大震災からの復興のための施策に必要となる財源を確保するためのもので、所得税を納める義務のある方は、復興特別所得税も併せて納める義務があります。

●申告と納付

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて申告・納付する必要があります。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

太田税務署での申告受け付け・申告相談

「所得税および復興特別所得税の確定申告」等を受け付けます

所得税および復興特別所得税

【申告受け付け・申告相談の日程】

- 期 間 2月16日(火)～3月15日(火)(土・日曜日を除く)
- 場 所 太田税務署
- そ の 他 還付申告は2月15日(月)以前から受け付けています(土・日曜日、祝日を除く)。
- 納 期 限 3月15日(火)※口座振替日は4月20日(水)となります。申告後に納付書の送付や納税のお知らせはありません。納付には便利な振替納税を、ぜひご利用ください。

確定申告書は自分で作成して、お早めに！



待ち時間の短縮にも！ 申告書は自分で作成できます！

国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すると、所得税および復興特別所得税の確定申告書や青色申告決算書等を作成・提出することができます。

- 提出方法 e-Tax(電子申請)または郵送(第一種郵便物または信書便物のみ)で、太田税務署へ提出してください。

消費税・地方消費税

- 納 期 限 3月31日(木)※口座振替日は4月25日(月)となります。申告後に納付書の送付や納税のお知らせはありません。

公的年金等受給者の方へ 所得税の確定申告が不要な場合があります

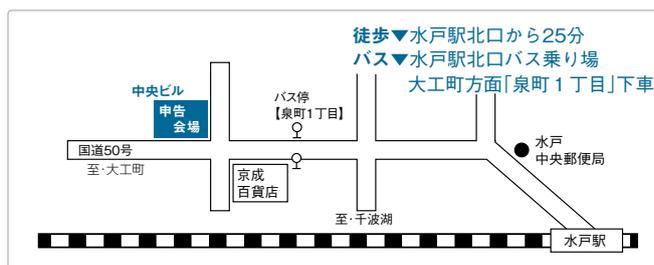
■対 象 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ「公的年金等に係る雑所得」以外の所得金額が20万円以下の方 ※該当者であっても、「村・県民税」の申告は必要な場合があります。

■そ の 他 ▽所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(純損失や雑損失の繰越控除等)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。▽平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など、源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給している方は、この制度が適用されないこととなりました。

日曜日の申告会場

【特設会場で申告受け付け・申告相談を実施します】

- 期 日 2月21日(日)・28日(日)
- 時 間 午前9時～午後5時 ※受付時間は午前9時～午後4時ですが、会場の状況により受付終了時間が早まる場合があります。
- 場 所 中央ビル(水戸市泉町2-3-2)
- そ の 他 現金納付の窓口はありません。



問い合わせ▼太田税務署個人課税部門(〒313-8686 常陸太田市金井町3662 ☎0294-72-2171) ※自動音声案内に従い、申告相談に関するお問い合わせは「2」番を選択してください。